

社会福祉法人東幸会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

●計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

●内 容

・目 標 1 男性の育児休業等制度の取得率を上げる。

・対 策 職員会議内にて制度の説明を行う。

●実施期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日